

## 関西健康・医療創生会議 規約

## (名 称)

第1条 本会議は、関西健康・医療創生会議（以下「創生会議」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 創生会議は、関西の産学官が連携し、健康長寿に向けた健康・医療の新たなしくみづくり、モデルの開発の実現をめざす。

## (事 業)

第3条 創生会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関西圏における健康・医療に係る産学官が連携する調査研究の実施
- (2) 関西圏における健康・医療分野の新たな連携や産業創出等のための仕組みの構築に向けた提言
- (3) 関西圏における健康・医療に係る産学官連携プロジェクトの企画
- (4) 創生会議の活動に関する広報及び普及啓発事業
- (5) その他前条の目的達成のために必要な事業

## (構 成)

第4条 創生会議は、第2条の目的に賛同する関西広域連合及びその構成府県市、経済団体、企業、大学、研究機関、自治体等（以下「会員」という。）をもって構成する。

## (議長及び議長代理)

第5条 創生会議に、議長及び議長代理を置く。

- 2 議長は、創生会議を代表し、会務を総括する。
- 3 議長は、会員の中から、第7条に定める常任幹事会で選任する。
- 4 議長代理は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を代理する。
- 5 議長代理は、議長が指名する。

## (全体会議)

第6条 創生会議に、会員全員で構成する全体会議を置く。

- 2 全体会議は、創生会議の事業や運営に関する意見交換、情報交換を行う。
- 3 全体会議は、議長が随時招集し、開催する。

## (常任幹事会)

第7条 全体会議の下に、常任幹事会を置く。

- 2 常任幹事会は、議長が選任する常任幹事により構成する。
- 3 常任幹事会は、創生会議の運営に関する協議、調整を行う。
- 4 常任幹事会は、議長が随時招集し、開催する。
- 5 常任幹事以外の会員は、常任幹事会に出席して、意見表明や提案を行うことができる。
- 6 常任幹事会の下に、必要に応じ委員会を置くことができる。
- 7 常任幹事会の議事その他運営に必要なことは別に定める。

(学術委員会)

第8条 常任幹事会の下に、学術委員会を置く。

- 2 学術委員会は、大学及び研究機関の会員の中から、議長が選任する委員により構成する。
- 3 学術委員会は、創生会議の運営のうち、大学及び研究機関に関することについて協議、調整を行う。
- 4 学術委員会は、議長が随時招集し、開催する。

(分科会)

第9条 創生会議の事業を行うため、必要に応じ分科会を設置することができる。

- 2 分科会の設置、改廃は常任幹事会に報告のうえ議長が行う。

(関係機関)

第10条 創生会議の事業に必要な助言・指導を求めるため、必要に応じ国等の関係機関や有識者に創生会議への参画を求めることができる。

(事務局)

第11条 創生会議の事務を処理するため、関西広域連合に事務局を置く。

ただし、経済団体及び企業との連絡調整は公益社団法人関西経済連合会が担う。

(雑 則)

第12条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 本規約は、平成27年7月23日から施行する。
- 2 設立時の議長は、第5条第3項の規定にかかわらず、関西広域連合長が公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、一般社団法人関西経済同友会と協議のうえ指名する。